

学校法人梅花学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定 2020年4月 1日

改正 2025年3月22日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅花学園（以下「学園」という。）の役員の報酬、手当、退職金及び旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長、学園長、専務理事、常務理事に対しての報酬（基本給・手当・一時金等）は、学校法人梅花学園給与規則（第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第11条、第15条、第16条、第17条、第21条、第32条、第33条）を準用する。なお、理事長、学園長、専務理事、常務理事の報酬月額等は、理事長が個別に稟議により定める。ただし、基本給の限度としては別表第1のとおりとする。
- (2) 学園の教職員（学長、校長等を含む）として給与を支給している理事・常務理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事に対しての報酬は、執務額として1日につき10,000円を支給する。
- (4) 学園の専任教職員のうちから選任された理事（以下「学内理事」という）には報酬は支給しない。
- (5) 監事に対しての報酬は、年間200,000円とし、前期分（4月から9月）として4月に100,000円を支給し、後期分（10月から3月）として10月に100,000円を支給する。また、別途執務額として1日につき10,000円を支給する。
- (6) 第3号及び第5号に定める執務額は、理事会、評議員会出席、業務出張等執務の都度支給する。
- (7) 評議員に対しての報酬は、支給しない。

(役員退職金の支給)

第3条 理事長、学園長、専務理事、常務理事が退任したときの退職金は、役員退職金支給内規によるものとする。

第4条 役員（学内理事を除く）が業務のため出張する場合は、出張旅費を支給する。

2 学内理事が出張する場合は、学園の旅費規定の定めるところによる。

(出張旅費の種類)

第5条 出張旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊を要する場合は、宿泊料とする。

(出張旅費の額)

第6条 旅費の額は、別表第2のとおりとし、路程は、住所地から起算する。

(出張旅費の支払い)

第7条 出張旅費は、出張帰着後精算請求によりその都度支払う。ただし、その額が相当多額になる場合は、事前に概算請求により仮払いを行うことができる。この場合も帰着後精算請求を行い、仮払いを精算しなければならない。

2 国、公共団体その他主催者から出張旅費の補助を受けた場合は、差引精算するものとする。

(理事会及び評議員会出席者等の交通費)

第8条 非常勤理事及び学外評議員には理事会及び評議員会出席の都度交通費相当額として5,000円を支給する。ただし、支給する交通費相当額は所得税等法定の控除後の金額とする。

2 この場合100km以上の遠隔地から出席する者に対しては、第7条の規定による旅費を支給することができる。

(国外出張)

第9条 国外に出張する場合の出張旅費については、その都度理事長が稟議により定める。

(顧問料)

第10条 学園の顧問には、顧問料を支給することができる。

2 顧問料は理事長が個別に稟議により定める。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、その他必要な事項については、理事長が稟議により定める。

附 則

1 この規程は、2025年6月14日の定時評議員会の終結のときから施行する。

2 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

別表第1

基本給上限額	1,200,000円
--------	------------

別表第2

区 分		金 額
交 通 費	鉄 道 賃	旅客運賃、特別急行料金、グリーン料金
	汽 船 賃	旅客運賃、グリーン料金又は特等料金
	航 空 賃	実 費（特別席料金を除く）
	車 賃	実 費
日 当		100km未満 2,600円
		100km以上 3,500円
宿 泊 料		1泊につき 15,000円